

令和4年度

小児・身障者：航空運賃還付申請について

《対象者》

12歳未満のお子様
障害手帳をお持ちの方

令和4年4月1日以降のJTA・RAC(久米島-那覇)搭乗分について還付申請受付を行っています。
申請のお手続きをよろしくお願いします。(還付は離島カード発行後の搭乗より対象となります。)

【還付金の申請に必要なもの】

- ① 搭乗券 または 搭乗証明書
- ② eチケット または 領収書
- ③ 離島住民カード
- ④ 印かん
- ⑤ 通帳の写し
- ⑥ 身障者手帳 (該当者の方のみ)

※要確認

- 離島カードの有効期限が切れている場合は、更新後に申請をお願いします。
- 現金・クレジット払いの支払い方法が対象となります。
- eJALポイントを1ポイントでも使用した場合は還付対象外となります。

※毎回提出：離島カード、障害者手帳(該当者のみ)

【航空運賃(久米島-那覇)還付金額表】※料金改定に伴い、一部変更あり

対象種別 (購入方法)	小児		身障者		
	離島割引 (WK)	小児普通運賃 (CH)	離島割引 (WK)	障害者割引 (HF)	
2022年 4月14日 以前購入	片道運賃	5,440円	4,760円	5,440円	8,140円
	還付額(片道)	1,550円	1,050円	450円	3,150円
2022年 4月15日 以降購入	片道運賃	5,440円	5,020円	5,440円	8,140円
	還付額(片道)	1,550円	1,250円	450円	3,150円

申請は搭乗後になります。なるべく早めに申請してください。
搭乗券等は紛失しないよう、十分ご注意ください。

請求を忘れないでね!



◇申請受付：商工観光課(仲里庁舎)、総合窓口(あじま一館)

◇受付時間：8:30～17:15

お問い合わせ

航空運賃の還付に関すること

商工観光課：098-985-7131